

居宅療養管理指導のご案内 及び重要事項説明書 並びに契約書

1. 事業の目的
2. 運営の方針
3. 職員の基準
4. 営業日及び営業時間
5. 指定居宅療養管理指導の提供方法及び留意事項
6. 指定居宅療養管理指導の内容
7. その他
8. 契約書

医療法人浩然会 指宿浩然会病院

指定居宅療養管理指導事業所

1・事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適切な指定居宅療養管理指導をさせていただきます。

2・運営の方針

①利用者様が要支援状態又は要介護状態になった場合でも、利用者様が可能な限り、その居宅において、その方の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、医師、管理栄養士が通院困難な利用者様に対して、その自宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境などを把握しそれらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上ができるように支援していきます。

②指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、担当ケアマネジャー、その他の保健・医療・他サービスを提供する事業者との連携を図るとともに、関係市町村、地域包括支援センター等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めさせていただきます。

3. 職員の基準

- | | | |
|------|-------|-------------------------|
| ①管理者 | 1名 | (医療法人浩然会指宿浩然会病院 病院長が兼務) |
| ②従業者 | 医師 | (常勤 7名) |
| | 管理栄養士 | (常勤 3名) |

4. 営業日及び営業時間及び連絡先

①原則として日曜日・祝日以外は営業します。

ただし、「年末年始」12月31日～1月3日、「盆休み」8月14日・15日は休みとさせていただきます。

②営業時間

月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：00

土曜日 午前8：30～正午

③連絡先

医療法人浩然会 指宿浩然会病院 居宅療養管理指導 担当者

電話 0993-22-3295 （在宅支援部 又は 栄養管理課）

5. 指定居宅療養管理指導の提供方法及び留意事項

①医師が行う場合

主治の医師又は当院従業者である医師が自宅を訪問し、利用者、家族等に対して、利用者の病状、心身の状況に応じて、療養生活上の留意点、介護方法などについて指導を行います。

②管理栄養士が行う場合

・医師、歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように栄養指導などを中心に適切なサービスを提供します。
また、主治医やケアマネジャーに実施状況などにつき情報提供を行います。

【通常の実施地域】

通常は事業所から直線距離で16km以内とさせていただきます。

ただし、利用者からの要望が強く、当事業所の対応が可能な場合はこの限りではありません。

【サービス提供が困難な場合】

事業者は正当な利用なくサービスの提供を拒否することはありません。ただし、通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難と認めた場合は、担当のケアマネジャーに連絡するとともに、適切な他の指定居宅療養管理指導事業者の紹介などをおこない、利用者に不利益がないように努めます。

【受給資格等の確認】

事業者は、利用者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確認します。

また、要介護認定の有効期限などを確認し、必要に応じて要介護認定の更新に関する手続きなど担当ケアマネジャーと連携を図っていきます。

【利用料等】

①居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は下記の通りとします。

利用料の額は厚生労働大臣が定める額とし、通常はその額の1割です。(ただし、負担割合の指定がある場合はその割合に従います。また、他法の利用を受けている場合

はその定めに従います。)

②居宅療養管理指導に要した交通費をいただきます。

事業所から片道5km～10km未満 100円(税込み) 5km増すごとに100円(税込み)を追加させていただきます。

③保険料滞納などの理由により、当事業所が法定代理受領(介護保険制度からの給付)を受けられない場合は、利用の全額を利用者に請求させていただきます。ただし、当事業所から発行されたサービス提供証明書を後日市町村窓口へ提出することで払い戻しを受ける制度もあるため担当ケアマネジャーや、市町村窓口へ相談することなどを案内します。

【虐待防止のための取り組み】

*事業者は「高齢者虐待防止法」に規定されている内容に従い、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳が達成されるように努めます。

・虐待の未然防止：病院が行う研修などを通じて従業者にそれらの理解を促し、従業者が高齢者虐待防止法などに規定する要介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解するようにします。

・虐待等の早期発見・迅速な対応：事業者はこれらを見出し易い立場にあることから、相談体制、市町村との連携などを図るとともに従業者は病院が行う研修などを通じてそれらの理解を深めるとともに、従業者としての責務・適切な対応ができるように努

めます。

・虐待防止のための対策を検討する委員会：病院では医療安全対策委員会で虐待防止に関する、対応策、勉強会などを一体的に取り組んでいきます。

【苦情処理】

居宅療養管理指導提供に関わる苦情が生じた場合は迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置しております。苦情の内容については記録し、対応策などについて医療安全管理会議等で検討し、利用者又は家族に対してその対応などについて、十分な説明を行います。

【事故発生時の対応】

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は市町村、家族、利用者、担当ケアマネジャーに対して連絡を行い、記録などを行い、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責任に寄らない事故の場合はこの限りではありません。

【感染防止対策】

従業者および利用者に対し感染防止対策を十分に図り、病院（事業所）が行う感染防止対策などの研修を受けるなどして、事業者および利用者双方の健康管理に十分な配慮を行います。

【個人情報保護】

従業者は業務上知り得た利用者及び家族の個人情報を、在職中又は退職後であっても外部に漏らすことは一切しません。

6. 指定居宅療養管理指導の内容

①医師が実施する場合

・利用者・家族等に対して居宅サービス利用に関する留意事項・介護方法などについての指導助言を行います。

・訪問診療などにより利用者の病状と心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学管理に基づいて、居宅介護支援事業者等（担当ケアマネジャーなど）に対し、居宅サービス計画の策定などに必要な情報を提供します。

・ケアプランの策定などに必要な情報提供は、サービス担当者会議の参加により行うこととします。しかし、出席が困難な場合、又は、サービス担当者会議が開催されない場合等は原則として文書などにより情報提供を行います。

・提供した居宅療養管理指導の内容について記録を行います。

・サービス担当者会議などへの参加により情報提供を行った場合についてはその情報の要点を記載します。それを、カルテに記載する場合は、下線又は枠で囲うなどして、他の医療保険上の記載と区別できるようにします。文書による情報提供を行った場合は、その文書の写しをカルテに添付します。

- ・利用者・ご家族に対する指導助言については療養上必要な事項などを記載した文書を交付します。

②管理栄養士が行う場合

- ・医師、歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り居宅における日常生活の自立に資するように適切なサービスを提供します。

- ・提供したサービス内容については居宅介護支援事業者の担当ケアマネジャーに情報提供を行います。

- ・利用者・家族に対して居宅療養管理指導の内容について文書を交付します。

- ・医師、歯科医師に対し居宅療養管理指導の訪問結果について報告し、必要な情報提供を文書で行います。

- ・提供した居宅療養管理指導の内容については記録を行い保存します。

7. その他

- ・居宅療養管理指導提供を行う代償として、利用者などから金品その他の財産上の利益を受けることはありません。

- ・地域との連携：居宅療養管理指導を実施するにあたり、居宅介護支援事業所担当ケアマネジャーや、地域包括支援センター等と必要に応じて連携を図っていきます。